錦江町農業委員会１１月定例総会会議録

○ 開催日時　令和６年１１月２５日（月）　午後１時３０分から

○ 開催場所　本庁２階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 10 人）

会長	１番	安水　純一
会長代理	２番	鳥越　秀一
委員	３番	宿利原　勝吉
委員	４番	元丸　敏朗
委員	５番	宿利原　進
委員	６番	安田　憲次
委員	７番	徳永　哲朗
委員	８番	鍋　康博
委員	９番	貫見　和洋
委員	１０番	畠中　正秋
委員	１１番	本釜　好子
委員	１２番	寺田　郁哉
委員	１３番	毛下　利美
委員	１４番	内薗　雄治

農地利用最適化推進委員	内薗　政文
農地利用最適化推進委員	山中　徹
農地利用最適化推進委員	水流　佳文
農地利用最適化推進委員	竹原　政洋
農地利用最適化推進委員	笹原　幸子
農地利用最適化推進委員	折小野　道男
農地利用最適化推進委員	横原　利己
農地利用最適化推進委員	中野　純治
農地利用最適化推進委員	舞原　幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃　勉

○欠席　　農業委員　寺田委員
　　推進委員　中野推進委員・白桃推進委員

○事務局職員　　事務局長　坂口　美智代
　　書記　永田　宗成・折久木　まり子・中野　好太郎

○議事日程

１、開会

２、農業委員憲章朗読

３、会長あいさつ

４、議　事

第１　議事録署名委員の指名について

第２　会務報告について

第３　附議事項

議案第 25 号　農地法第３条許可申請について

議案第 26 号　旧農業経営基盤強化促進法第１５条第４項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第 27 号　農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見聴取について

議案第 28 号　錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議案第 29 号　令和５年度地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議について

○事務局	それでは定刻を過ぎましたので、ただいまから令和６年 11 月錦江町農業委員会定例総会を開会させていただきます。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章朗読を４番元丸委員にお願いいたします。
○元丸委員	憲章朗読
○事務局	それでは会長あいさつお願いいたします。
○会長	はい、皆さんこんにちは。いきいき秋まつりそして町制 20 周年式典、来場してくださった皆さん本当ご苦労さまでした、ありがとうございました。私たち農業委員推進委員は、錦江町において責任ある立場で職務に当たっておりますので、錦江町の行ういろいろな行事とか、催しには積極的に参加していただいて、そこで感じたことを役場等に伝えていただければ、錦江町ももっと発展するのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。それと今月は地域計画の会が各地区であったと思いますが、大変ご苦労さまでした。これからも何回かあると思いますので、どうかご協力のほうよろしくお願いいたします。それでは、ただいまより令和６年 11 月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。寺田委員と中野推進委員、白桃推進委員より欠席の報告がきておりますが、錦江町農業委員会会議規則第８条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会規則第 23 条第２項の規定により、本日の会議録署名委員に６番安田委員と７番徳永委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい。１ページです。11 月の会務報告をいたします。７日国有財産現地調査、地域振興局から来られまして、桜原地区の調査を永田書記が行っております。11 日、いきいき秋まつりがサンドームで開かれました。13 日、農業者年金地区別合同会議、折久木書記、鳥越委員、鍋委員が出席されております。15 日、臨時議会。21 日、農地転用実務担当者研修会、Ｗｅｂですが本庁で永田書記が出席しております。そして本日 25 日、農業委員会 11 月定例総会。会長からの挨拶もありましたが、今週の木曜日、金曜日ですね、28 日から 29 日二町研修鹿児島市内のほうで行います。今のところ総勢 31 名の南大隅町と合わせまして、31 名の出席になっております。今月５日から本日まで、地域計画策定に係る協議ということで大根占地区、11 月５日が宿利原で宿利原勝吉委員、それから竹原推進委員。７日半下石公民館で安水会長、畠中委員、笹原推進委員。８日、神川地区公民館で徳永委員、水流推進委員。12 日、宿利原で、宿利原勝吉委員、宿利原進委員、竹原推進委員。14 日、池田研修センターで、安水会長、畠中委員、笹原推進委員。21 日が鳥浜公民館で内薗雄治委員と内薗政文推進委員。それから今夜７時から、ここ２階会議室で、鳥越委員、寺田委員、本釜委員、内薗推進委員、山中推進委員に出席頂く予定です。これまで出席頂きました委員の皆様ありがとうございました。田代地区につきまして

	は、産業建設課のほうで 12 月に開催予定ということですので、田代地区の委員の方はまたしばらく連絡を持っていただいて出席のほうをよろしくお願いいたします。会務報告につきましては以上です。
○会長	はい。ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり付議事項に入ります。議案第 25 号農地法第３条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では３ページをお開きください。受付番号９番です。譲渡人の方が○○さん、大阪府の方です。経営規模はお目通しください。場所は田代川原字上ノ平原 3842 番。地目が台帳現況とも畑、地積が 662 ㎡です。譲受人の方が○○さん、猪鹿倉の方です。経営規模はお目通しください。次のページに場所がありますので、大体この地図の真ん中ぐらいですね、申請地という形で、3842 番があります。以上です。
○会長	受付番号９番について、元丸委員の報告をお願いいたします。
○元丸委員	はい、この案件はですね白桃推進委員の担当で話が進められたと思うんですが、今日、白桃さんが欠席ということで、私が聞いてきた分を報告いたします。この譲渡人の○○さんは大阪府在住ですが、もうこっちに鹿児島に帰るつもりはないということで、親戚の方を通じて処分してほしいということだったそうです。場所的にも本当に悪いところ、荒れ地で長い間耕作されておりませんでしたけれども、白桃さんが○○くんにお願いしましたところ、引受けてくれたということでございます。○○さんは、畜産主体で一生懸命頑張っている若手であります。次のページにありますように申請地の周辺が、ほとんど○○さんが借りて飼料作をしております。その辺で○○さんも、ちょっと手を入れなければ元の農地にはできないということでしたけれども、引受けてくれたということで、成立したわけです。○○さんは畜産を主体に一生懸命頑張っております。よろしくお願いします。価格については○○円だったそうです。終わります。
○会長	ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。議案第 25 号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 25 号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第 26 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第４項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、ここでお諮りいたします。今回は 36 筆の議案

	で継続の案件のみであることから、担当委員の報告はなしとし、また公平な審議を行うため委員の退席を求めなければならない案件もあることから、３回に分けて審議したいと思いますが、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号 68 番から 101 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では６ページをお開きください。受付番号 68、69 番の貸し人の方が○○さん、鹿児島市の方です。場所は２筆ありまして、城元字大田中と字平野に１筆ずつです。地目は２筆とも田です。地積は合計で 1,219 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で○○円です。借り人の方は○○さん、六反田の方です。受付番号 70 番の貸し人の方が○○さん、東京都の方です。場所が馬場字芝山 464 番１、地目が田、地積が 1,726 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は○○円です。借り人の方が○○さん、六反田の方です。受付番号 71 から 73 の貸し人の方が○○さん、池野の方です。場所は３筆ありまして田代川原字川前に２筆と田代川原字池野後に１筆です。地目はいずれも田で、地積が合計で 4,433 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は○○円です。借り人の方が○○さん、池野の方です。受付番号 74 から 76 番の貸し人の方が○○さん、鹿屋市の方です。場所は３筆ありまして馬場字天松院ノ下に２筆と馬場字寺前ノ上に１筆です。地目がいずれも田です。地積が合計で 1,794 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で○○円です。借り人の方が○○さん、神川上の方です。受付番号 77 番の貸し人の方が○○さん、霧島市の方です。場所は神川字鳥浜 640 番２、地目が田、地積が 502 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料が米○○俵です。借り人の方が○○さん、神川上の方です。受付番号 78 番の貸し人の方が○○さん、日置市の方です。場所が神川字トコロ迫 6518 番４、地目が畑、地積が 4,516 ㎡、期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は○○円です。借り人の方が○○、神川上です。受付番号 79 から 81 番の貸し人の方が○○さん、垂水市の方です。場所は３筆ありましていずれも神川字トコロ迫です。地目は３筆とも畑で、地積が合計で 5,387 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で○○円です。借り人の方が○○、神川上です。受付番号 82 番の貸し人の方が○○さん、大分県の方です。場所が神川字北鶴 2659 番、地目が田、地積が 294 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料が○○円です。借り人の方が○○さん、神川上の方です。受付番号 83 番の貸し人の方が○○さん、屋久町の方です。場所が神川字北鶴 2660 番、地目が田、地積が 209 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。

	小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、神川上の方です。受付番号 84 番は先ほど説明しましたとおり取下げです。受付番号 85、86 番の貸し人の方が〇〇さん、錦江園の方です。場所が２筆ありましていずれも田代麓字御手洗です。地目は２筆とも田です。地積が合計で 1,326 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、西中郡の方です。受付番号 87 番の貸し人の方が〇〇さん、川南の方です。場所が城元字向原 4962 番１、地目が畑、地積が 5,044 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和９年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川北の方です。次のページになります。受付番号 88 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は城元字菖蒲ケ迫 4287 番１、地目が畑、地積が 2,451 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和９年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円で、借り人の方が〇〇さん、川北の方です。受付番号 89、90 番の貸し人の方が〇〇さん、京都府の方です。場所は２筆ありましていずれも城元字三角です。地目が２筆とも畑で、地積が合計で 7,176 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和９年 12 月 14 日までです。小作料が合計で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号９１番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は城元字三角 4700 番４、地目が畑、地積が 5,999 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和９年 12 月 14 日までで、小作料が〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号 92 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は馬場字木原ノ上 1990 番１、地目が田、地積が 2,361 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は米 30 ㎏が〇〇俵です。借り人の方が〇〇、木場です。受付番号 93 番の貸し人の方が〇〇さん、奈良県の方です。場所が馬場字芝山 486 番１、地目が田、地積が 1,347 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が〇〇、木場です。受付番号 94 番の貸し人の方が〇〇さん、東京都の方です。場所は馬場字芝山 488 番１、地目が田、地積が 850 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇、木場です。受付番号 95 番の貸し人の方が〇〇さん、東京都の方です。場所は馬場字山之口ノ上 2206 番、地目が田、地積が 543 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、山之口の方です。受付番号 96 番の貸し人の方は〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は城元字中牟田 1685 番１、地目が田、地積が 447 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、上ノ宇都の方です。受付番号 97、98 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。場所は２筆ありましていずれも城元字宮下です。地目は２筆とも田で、地積が合計で 2,415 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月

	14 日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、上ノ宇都の方です。受付番号 99 番の貸し人の方が〇〇さん、熊本県の方です。場所は神川字曲迫 4885 番１、地目が畑、地積が 1,452 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 100 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が神川字陣ノ尾 4464 番、地目が畑、地積が 2,263 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 101 番の貸し人の方が〇〇さん、早瀬の方です。場所は田代川原字早瀬ノ原 3649 番１、地目が畑、地積が 1,511 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 16 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、早瀬の方です。また別紙でＡ４の用紙で借りる方の情報がありますので、今回両面刷りになっておりますので、そちらのほうも参考にご覧ください。以上です。
〇会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
〇畠中委員	はい。
〇会長	はいどうぞ。
〇畠中委員	91 番なんですが、小作料金が〇〇円となっとるんですけど、〇〇円だったと思うんですけど。
〇事務局	間違いです。〇〇円です。すいません修正をお願いします。
〇会長	ほかにありませんか。
〇委員	なし。
〇会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 68 番から 101 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
〇委員	なし。
〇会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 68 番から 101 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 102 番について審議しますが、公平な審議とするため、〇〇推進委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
〇事務局	はい、では受付番号 102 番の貸し人の方が〇〇さん、大分県の方です。場所は神川字岩ノ上 4272 番、地目が畑、地積が 976 ㎡です。期間が令和６年 12 月 15 日から令和 11 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、皆倉の方です。また、先ほどの別紙のほうも参考でご覧ください。以上です。
〇会長	事務局の説明がありましたが、質疑はありませんか。
〇委員	なし。
〇会長	質疑なしと認め採決をいたします。受付番号 102 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
〇委員	なし。

○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号102番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○推進委員の入席を認めます。次に受付番号103番から104番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では受付番号103番と104番の貸し人の方が○○さんです。自治会はちょっと空白ですがご了承ください。場所は田代川原字川前に２筆です。地目は田が２筆になります。地積が合計で4,857㎡です。期間が令和６年12月15日から令和11年12月14日までです。小作料は○○円です。借り人の方が○○さん、鳥渕の方です。すいません、○○さんの自治会ですが、池野ということで。すいません、追記をお願いいたします。また先ほど同様ですね別紙のほうに、借り人の方の詳細がありますのでそちらもご覧ください。すいませんよろしくお願いします。
○会長	事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	すいません、担当委員の方にお伺いしたいんですが、今回この小作料金について変化のあったところっていうのはありますかね。
○水流推進委員	自分の所が今までは○○円だったんですが、○○円に。入口がないもんで。
○会長	ほかにはなかったですか。
○徳永委員	私の方はですね、契約単価が１反当たり○○円という契約をしていって、78番から81番までね。○○円ということであってですね、支払うときに面積に○○円を掛けて１桁の単位まで支払っておりましたということでしたので、この78番と79番のお２人の方と色々と話をしました。この1,000円単位で切りのいいところでっていうことで、これで話をしました。したがって、78番のほうは○○円ほどダウン、それから79から81のほうは○○円ほどアップと計算からいってですね。○○円掛けたときに。そういうところ1,000円単位でそろえましたので。
○会長	分かりました。ありがとうございます。ほかにはなかったですかね。これを聞いたのが今の貸し借りのやつが、変動が全体的に安くなってきてるとか高くなってきているとか、そういうのをみんなで共有したほうがいいのかなと思って聞いたところでした。ほかには何もなかったでしょうか。ないということでしたので、受付番号103番から104番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号103番から104番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第27号農用地利用集積等促進計画に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますが、公平な審議を行うため、委員の退席を求めなければならない案件もあることから３

	回に分けて審議したいと思いますが、異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは１番から７番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 11 ページをお開きください。１番から７番についての概要です。受け手の方が２名ですね。○○さんと○○です。出し手の方が５名で○○さんと○○さん、○○さん、○○さん、○○さんとなっております。場所は田代麓の田が２筆の 4,291 ㎡と田代川原の畑が５筆の 4,270 ㎡。合計でいきますと田と畑を合わせて 8,561 ㎡というふうになっております。詳細につきましては、お目通しください。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。１番から７番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして１番から７番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に８番から 10 番について審議しますが、公正な審議とするため、○○委員は退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では、８番から 10 番ですが、受け手の方は１名で○○さんとなっております。出し手の方も同じく１名で○○さんです。場所につきましては馬場の田が３筆の面積が 4,970 ㎡です。詳細につきましてはお目通しください。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。８番から 10 番については原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして８番から 10 番については原案のとおり承認することに決定いたしました。○○委員の入席を認めます。次に 11 番から 22 番について事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	では 11 番から 22 番です。受け手の方が５名です。○○さん、○○さん、○○、○○さん、○○さんの５名です。出し手の方が８名で、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さん、○○さんの８名となっております。場所はですね、馬場の田が１筆の 1,558 ㎡と田代麓の田が４筆の 2,707 ㎡、田代川原の田が５筆の 8,020 ㎡で、あと田代川原の畑が２筆の 5,416 ㎡。合計で田が 10 筆の 12,285 ㎡で畑が２筆の 5,416 ㎡。最終的な合計が 12 筆の 17,701 ㎡となっております。詳細はまたご覧ください。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。

○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。11 番から 22 番については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして 11 番から 22 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて議案第 28 号錦江農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	すいませんでは 14 ページをお開きください。今回１件申請がありまして、申請内容につきましては除外で申請人の方が○○さん、厚ケ瀬の方です。場所は城元字一本桑 3639 番 22、地目は台帳、現況とも原野、地積が 1,783 ㎡です。申請面積も同様です。台帳所有者も申請人の方と一緒になっております。15 ページからがですね申請書の内容となっておりますが、今ここに書いてあったようなことが書いてあります。16 ページがですね申出書という形になっております。１番については先ほど言ったとおり変更理由につきましては杉の植林ということです。２番は先ほど言った場所になります。３番が代替地の検討した結果になっております。全て同意が得られなかったという形になっております。で４番からも同意とかの関係になります。めくりまして 18 ページが事業計画になっております。さっき言ったとおり杉を植えるというような形でですね事業の計画が、ずっと書いてあるところです。お目通しください。19 ページからはですね場所になりまして 19 ページの真ん中よりちょっと右のところ申請地となっておりますが、ちょっとこれ分かりづらいかと思いますので、後からまた場所は説明しますので、まず 20 ページのほうですね。一筆を拡大したところになります。20 ページのところはですね 2.2m 間隔で植栽をするということで、こういう形で一応植林をされるということで、碁盤の目のように区切ってあるところです。21 ページが町全体の広域図になりまして、１番左側のところが申請地で、あとの２か所はですね、代替地の場所になります。めくりまして 22、23 ページがですね、場所が分かりやすいかと思います。22 ページですね。真ん中の上のところが町の運動公園とサンドームになります。それの下のほうにありますので田代から下ってきて曲がったところにつながるところ、田代新道につながる道ですね、そちらの運動公園側のほぼ入り口に近いところが今回の申請地となっております。場所の詳細につきましてはこの 23 ページということで、周りはですね畑もありますが山にもなってる部分もあるというような場所になってます。こちらのほうはですね、令和３年の 12 月にですね非農地判断をした場所になっておりましてもう地目のほうも変えてあるという形で今回、先ほど言ったとおり植林をしたいということで、農振農用地からも除外したいということで申請があったところです。以上です。
○会長	事務局からの説明がありましたが、ここで鳥越委員の報告をお願いいたしま

	す。
○鳥越委員	はい。報告いたします。今の事務局から報告があったとおりで、２年程前に非農地判断がされ、今回杉を植えられるということで、除外申請ということになりました。場所は先ほどから言いますけれども、城下製茶さんと運動公園のちょうど間ぐらいだと思います。審議のほうをよろしくお願いいたします。
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第 28 号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 28 号については、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第 29 号地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議についてを審議しますので事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、ではまず 25 ページをお開きください。25 ページのほうにですね地籍調査係からの依頼文がついておりますが、こちらのほうに概要があります。真ん中から下のところですね。今回の対象になるところは令和５から６年度の調査地区になっております大字田代麓の一部ということです。場所でいきますと字中道、ホケノ口、鮒ケ迫、甑岩、池ノ迫、込ノ尻ということで、そちらのほうが、農地から農地外への地目変更分が 62 件、もう１か所、字久木野の一部につきましてが、農地から農地外への地目変更分が 318 件、農地外から農地へ地目変更分が１件、農地から農地へ地目変更分、田から畑、畑から田へということだと思いますが、それが７件の合計 326 件と、総合計 388 件ということで、依頼が来ております。依頼の筆の詳細につきましては別紙で今回配っておりますけれども、別冊のほうですね。41 ページあるこちらのほうになります。事前に配ってますので軽く目は通されてるかと思います。また今回ですね、場所のイメージができればなということでですね、Ａ３のほうで地図をですねそれぞれの場所で出して、大まかな場所が分かる地図を出しております。地積が済んでいないんで区切りは出てないんですが、このあたりだろうということで、今回地図をつけてあります。場所が入った分につきましては、こちらから見て左手側のほうに地図がありますので、そちらのほうですねまた、５分か 10 分ぐらいご覧になってからまた審議していただければなと思っているところです。以上です。
○会長	それでは５分くらい見てください。
○会長	何か質疑等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	それでは質疑なしと認め採決をいたします。お諮りいたします。議案第 29 号については原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。

○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第29号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。以上で令和６年11月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	以上をもちまして令和６年11月錦江町農業委員会定例総会を閉会いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第２３条第２号の規定により署名する。

会　長

６番

７番

議事録調整者